

## 環境基本計画のあり方に関する意見

No.10

### <意見1>

環境基本計画は国民が理解し実行する必要がある。現状の環境基本計画はボリュームがあまりにも多く、表現も格調高く一般的に理解しがたい。環境基本計画はもっと簡潔で理解しやすいものにする必要がある。

### <意見2>

長期に渡る持続可能な社会を考えた場合、地球規模の環境問題への取組が重要となり、中間とりまとめの「二. 第三次環境基本計画策定に向けての現状と課題」においても、地球温暖化問題の厳しい状況が示されている。この地球温暖化問題は、エネルギーの問題と一体に考える必要があり、如何に負荷の少ないエネルギーを選択し、効率的に利用していくかが重要である。

また、一方では、原油価格の高止まりの可能性や中東地域を中心に国際情勢が安定していない社会の現状がある。

このような中で、CO<sub>2</sub>削減効果が大きく、エネルギーの安定供給にも資する原子力の位置づけを、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」のなかに記載し、明確にすべきである。さらに、今後、検討する重点的な取組における「①地球温暖化対策」においても取り上げられるべきである。

### <意見3>

「三. 今後の環境政策の展開の方向」「1. 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」について

中間とりまとめ(P8)において、社会経済に環境配慮を織り込み、環境資源の合理的利用を促進するための方策として、環境税や環境課徴金等の経済的手法は、環境負荷低減に有効で、資源の効率的配分にも資するものとされているが、経済的手法については、これと異なる意見もあり、また、社会経済へ与える影響も小さくないので、環境と経済の両立を念頭に、十分議論した上で、記載する必要がある。

特に環境税については、京都議定書目標達成計画策定時や施策総合企画小委員会でも議論されており、それらの議論を踏まえるとともに、昨今の景気動向、国民の年金負担、増税傾向などの現状を踏まえて記載すべきあり、導入を前提とするような表現は改めるべきである。

また、新たな負担を広く国民に求めるような経済的手法の導入に際しては、国民の理解と協力を得るよう努力するだけでは不十分で、国民の理解と協力を必ず得なければならない。

### <意見4>

「三. 今後の環境政策の展開の方向」「1. 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」について

中間とりまとめの「三. 今後の環境政策の展開の方向」「1. 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」において、各主体による自主的取組みに関する記述(P9、14行目から)があるが、これまで産業界は地球温暖化防止対策や廃棄物対策について、経団連および各業界ごとに自主目標を掲げ取

組みを推進し環境負荷低減に努めており、一定以上の成果をあげてきている。  
自主的取組みは規制的取組みに対し費用対効果が高く、環境と経済の両立に効果的な手段であることを記載すべき。

#### <意見5>

「三. 今後の環境政策の展開の方向」「1. 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」について

環境を良くすることが地域の経済を活性化させ、経済の活性化が地域の環境を改善するという好循環を促すといった視点が重要である。既存の老朽火力発電所のリプレースなどの事業は、現状に比べて大幅な環境負荷の低減が期待される場合が多いことから、環境アセスメント手続きの迅速化や評価内容の簡素化といった効率化が必要である。

このことから、「1. 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」に、環境負荷が現状より低減される事業に対する環境アセスメントの効率化のあり方（環境アセスメント手続きの迅速化や評価内容の簡素化）について検討することを記載すべき。

#### <意見6>

「三. 今後の環境政策の展開の方向」「1. 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」について

近年、分散型電源の導入の進展に伴い、大気汚染防止法の規制対象未満の施設等についても、その導入の増大が予想される。このような社会の変化に対して、地域環境への影響が社会的に顕在化する前に、大気環境の保全のために、分散型電源の大気汚染防止上の扱いについて、政策的に取組んでいく必要がある。

このことを、「1. 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」に記載すべき。

#### <意見7>

「三. 今後の環境政策の展開の方向」「3. 技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組」について

既存の技術であっても、今後一層普及拡大させることにより環境負荷低減に貢献できるものがある。（エコキュートなど高効率のヒートポンプの活用など）  
そのような技術の普及拡大を積極的に図り、環境負荷低減に努めることを「3. 科学的知見、科学技術の充実」に記載すべき。

以上

## 第三次環境基本計画策定にむけた考え方（中間のまとめ）について の意見の申し出で

### 1、はじめに

中間のまとめは、「3つの関わりに着目して、それを大切にしていくことが持続可能な社会の基本となる」と述べ、①物の面からみた環境と我々のかかわり、②心の面からみた環境と我々の関わり、③環境を介した、将来世代、世界の様々な地域の人々の関わりをあげています。

今日の環境課題は、きわめて具体的であるにも関わらず、なぜこのような抽象的3つの基本なるものを介在させて考える必要があるのか、その意図が理解できません。

○ 今回の見直しにより策定される基本計画は、21世紀最初の計画となるもので、「環境の世紀」としてのより良き100年としていくためにの理念と道筋を盛り込むことが、その狙いのようですが、まず、2012年の京都議定書で国際公約した温暖化ガス排出量削減計画の達成を前面に押し出していくことが、第三次環境基本計画の最大の課題だと考えます。

### 2、第三次環境基本計画策定に向けての現状と課題

#### （1）踏まえるべき経済・社会の現状

## ○ 世界の現状

世界の現状の中で欠落している問題は、①農業用水の欠乏と塩害の広がりで世界の農業が「持続可能」でなくなってきたという問題と、②依然として様々な要素から砂漠化が拡大しているという問題があります。とくに降雨量に恵まれている日本に生活していると感じないことがですが、農業用水の欠乏が極めて深刻であり、世界の食料生産は重大な危機に直面していることを考えると、日本の食糧自給率の向上は切実な課題だということができます。さらに、イラク戦争で大量に使用された劣化ウラン弾なども環境汚染と小児ガンの大量発生の原因となります。持続可能な社会の構築と戦争は両立しないことを鮮明に押し出す必要があると考えます。

## ○ 日本の現状

・「人口は今後減少へ向かうが、現状でも財政は危機的状況にあり」とのべていますが、なにが財政を危機的状況にしてきたのか明確にするべきです。特に自然を壊し、環境を破壊する「ムダな公共事業」をストップすることは、京都議定書の目標達成にも不可欠となっています。21世紀を環境の世紀とし、なおかつ財政の建て直しを計る道は、「道路特定財源」の一般財源化をはじめ、世界第二位の軍事費を削減することだと考えます。こうした取り組みもなく、環境のためなどといって「炭素税」の導入をすすめるのど論外のことであると言わざるを得ません。

・また「生活の24時間化」を無批判に受け入れている印象を受けますが、発生・集中交通量の増大と夜間エネルギーの浪費につながるこうした傾向に警鐘を鳴らし、一定の規制の必要性を訴えるべきだと考えます。

また、市町村合併によって市町村の権限や財源が拡大するようなことを述べていますが、そんな保障はどこにもありません。むしろ地方自治体の役割を強調するなら、小河川を利用した水力発電の普及を初め、その地域の実情にあった環境政策を積極的に推進することだと考えます。

## (2) 環境の現状

○ 中間のまとめでは、東京をはじめとした大都市のヒートアイランド化が無視されています。東京の場合は、「局地的な異状気象」なども発生し、その早急な解決が求められています。とくに「都市再生」が極めて悪い役割をはたしており、ただちに見直しされるべきだと考えます。

## (3) 解決すべき課題

- ・ 70年代の初めに危険性が指摘された「石綿」問題は、結局そのまま放置され、今日の深刻な事態をうみだしてしまいました。

- ・ 都心部の大気汚染、特にNO<sub>2</sub>は慢性的に環境基準を超えた状態にあります。その地域に存在するオフィスビルの内部は、粒子状物質はフィルターを通して除去されますが、NO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>はそのまま室内に運ばれます。しかし、こうした問題に対応する法令は現在なにもありません。
- ・ また、産業廃棄物の処理の問題では、不良業者による不法投棄がしばしば問題になりながら、これを改善する方向がいっこうにでてきません。現在、危険物にかんしては「危険物取扱主任者」制度があり、一定の専門知識をもつた者が消防署の管轄のもとで安全な管理を義務付けられています。しかし、廃棄物は、危険物よりさらに危険な要素をもっていながら、産業者にその処理がまかされています。こうした現状を改めるため、産業廃棄物に関する知識をもつた資格者の制度と適正な処理が行われているかどうかを見届ける仕組みを構築する必要があると考えます。

### 3、今後の環境政策の展開の方向

#### (1) 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上

- ・ 「新たな負担を広く国民に求めるような経済的手法の導入を求める可能性」を述べていますが、それは「環境税」「炭素税」を想定しているものと理解しますが、石弘之氏の書いた「環境税」を読む限り、そうした税制が環境改善に結びつくとはとても考えられません。それよりも「道路特定財源」を一般財源化して環境予算を増やすほうが現実的で環境上の効果が上がると考えます。
- 環境的側面、経済的側面、社会的側面が総合的に向上するライフスタイルへの転換に向けて
  - ・ 国民一人ひとりが、持続可能なライフスタイルを求めていくことが重要だと述べていますが、日本の社会は逆の方向にすすんでいます。24時間の生産活動や販売活動など、時間と効率に圧倒的国民が追われて生活しています。派遣労働やパートなど、ますます不安定な雇用形態が増大し、ニードなどよ呼ばれる若者が増え社会問題にまでなっています。かつて日本の企業は「終身雇用」を標榜し大きな会社に入れば安心として、働く人々に企業への忠誠を求めてきました。しかし、バブルの崩壊を境に、リストラが横行し働く人々から、安定や安心を奪い取ってしまいました。その結果、「いつリストラされるか判らない」という精神的圧力が絶えず働く環境のもとで仕事をさせられています。最近起こった大企業の青酸汚染水の垂れ流し事件などは、こうした職場環境のもとで起きていることを重視する必要があると考えます。

## (2) 環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成

### ○ 自然環境の多様性の維持と質の回復・向上

- ・二酸化炭素を吸収する力は、森林とともに海が大きな役割を担っています。特に多様な生物の種を維持する力は、海でも浅海域が担っています。ところが、この浅海域は、日本全国で乱暴な埋め立てやコンクリート護岸の構築などで破壊されてきました。例えば東京湾奥部の干潟は、かつての25パーセント程度しか残っていません。また、湾奥部まで新鮮な海水を供給する表層流と底層流の関係を無視した諫早湾の潮受け堤防の建設など、自然のメカニズムを破壊する事業が公共事業の名のもとに行われており、この際すべての省庁が自らの事業を再検討するべきだと考えます。

## (3) 技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取り組み

特になし

## (4) 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協働の推進

### ○ 国、地方公共団体、民間も役割を踏まえた連携の強化

- ・このテーマを実効あるものにする上で、市民参加、住民参加が決定的に重要な役割だと考えます。それは、形式的な連携ではなく環境上の配慮を事業計画に反映できる必要があるからです。
- ・例えば、羽田空港の再拡張事業の環境アセスメントに対して、日本海洋学会が異例とも言える意見を発表しました。その趣旨は、埋め立てと桟橋のハイブリッド構造は、環境上問題がないのか、護岸の構造は環境共生型の検討する必要があるのではないか。こうした意見を反映させた仕組みになつていなかつたのではないか。現在の環境アセス制度には、こうした意見を反映させた仕組みになつていなかつたのではないかというものです。
- ・羽田空港のような事業計画は、東京都も近隣住民も海洋関係者もともに利害をもつ人々です。最近はP I (パブリックインボルブメント=公衆参加)をおこなって関係者の声を計画に反映させる試みも行われていますが、事業に対するステークホルダー(利害関係者)が一同に介してそれぞれの立場と意見を述べる仕組みが持続可能な施策の実施に必要なことを力説したいと思います。

## (5) 國際的な戦略をもった取り組みの強化

### ○ 國際的枠組みでの持続可能な開発を目指した戦略的な取組の強化

- ・ 日本が中国大陸にのこしてきた戦争の負の遺産・毒ガス兵器の完全除去と被害住民への保障の実施は、環境上の国際協力を確立する上で避けてとうれない問題です。
- ・ また、インドネシアなどを襲った津波から住民をまもる上でマングローブの林が役立つことも明らかになりました。日本のえび養殖事業がマングローブの森林破壊を促進してきたことが兼ねてから指摘されていましたが、この津波被害の経験をいかした、マングローブ再生事業なども国際協力のテーマとなりうると思います。
- ・ さらに、国際協力を推進する上で欠かせないことは、地球温暖化が進行して海水面の上昇が起こればパングラデシュのようなゼロメートル国では、何百万人という環境難民が生み出されるということです。こうした事態を生み出さないためにも京都議定書の目標達成が国際的責任であることを、広く国民に理解してもらう必要があります。

#### (6) 長期的な視野からの政策形成

- ・ 50年先を考えてといって抽象的議論をしても、それほど意味がありません。
- ・ NHK「その時歴史が動いた」で紀州の醤油商人・浜口梧陵が大津波の被害から村人を救うために私財を投じて大堤防を建設した話を紹介しましたが、これなど「防災百年の計」の立場に立った事業であったといえますが、こうした具体的テーマでなければ、空論になってしまふものと考えます。

### 4、持続可能な社会に向けた重点的な取組

検討中

### 5、第3次環境基本計画の構成について

検討中

第二次環境基本計画の策定以降、地球温暖化対策推進大綱の策定、京都議定書の締結などによる地球温暖化対策の推進、循環型社会形成推進基本計画の策定など廃棄物・リサイクル対策の推進、P R T R 制度の施行などの化学物質対策の推進、など、多くの分野において国の施策に進展が見られました。しかし、この施策は国民に十分伝わっていません。以下の点を今後の第三次基本計画で推進できるようご検討ください。

1. 「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」

- ・製品の製造者など製品の設計や市場への投入を決めた者が物理的または財政的に製品の使用後の段階で一定の責任を果たすという拡大生産者責任の考え方の導入が必要です。
- ・製品やサービス等の設計を行う者にとって環境配慮を行うインセンティブが働くような合理的な仕組みづくりや、そのように環境に配慮された製品を消費者が選択的に購入することを促す施策も必要だと思います。

2. 「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」

- ・有害化学物質等の河川、湖沼のモニタリング、調査研究の継続とネットワーク作りが必要です。

3. 「化学物質の環境リスクの低減」

- ・適切なコミュニケーションの必要性と、できるだけ幅広い情報をわかりやすく提供し、情報へのアクセス機会を増やす必要があると考えます。
- ・必要に応じ、どの程度の不確実性があるのかも含めてそれぞれの時点において得られる最大限の情報を基にした予防的な方策を講じる必要があります。
- ・科学的知見の向上や新たな事実の判明に伴い、説明責任を果たしてください。

4. 「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」

- ・国民や民間の各種組織が、持続可能な社会づくりの観点から十分な参加・参画ができるようにしていくための仕組みづくりが必要です。

5. 「技術開発の推進と長期的な視野を持った手法・情報等の基盤の整備」

- ・環境の観点から持続可能性を高めていくためには、環境に関わる情報が豊富に存在し、十分に活用される必要があります。国民や民間の各種組織が有する情報と行政が有する情報がお互いにとって活用しやすい状態にしてください。

6. 「国際的枠組みやルールの形成への貢献」

- ・世界的に持続可能な社会づくりが適切かつ効率的に進められるように、国際ルール策定などに積極的に参画すべきです。

以上

## 環境基本計画のあり方に関する意見

No. 13

自動車関連総合団体である（団体名省略）は、クルマ社会の健全な発展に貢献し、持続可能な社会の構築に向けて諸課題に取り組んでおります。それだけに、「より良い環境のための経済とより良い経済のための環境の実現」を中間取りまとめ「第三次環境基本計画策定に向けた考え方」の方向性の一つとしていることは、高く評価されるものです。当会議所としましても、「より良い環境」と「より良い経済」を両輪とするこの方向性を踏まえ、下記のとおり意見を申し述べます。

### 記

(1) 環境税については、「環境負荷を低減させる点で有効性が期待される」とは言えない。

国民に経済的負担を課す環境税、課徴金や預託返戻制度（デポジット制度）、排出量取引制度等の「経済的手法」の活用は、「より良い環境のための経済とより良い経済のための環境の実現」という考え方則れば、慎重に検討されなければならない。とくに環境税に関しては、環境税導入による温室効果ガスの排出抑制効果が不明確であり、「不特定多数の者の日常的な社会経済活動から生ずる環境負荷を低減させる点で有効性が期待される」とは言えない。国民生活や日本経済への影響と負担が過大であるにもかかわらず、効果が不明確な段階での環境税導入の検討は本末転倒であると言わざるを得ない。

(2) インセンティブによる持続可能な循環型社会の構築を促していただきたい。

環境を維持・保護し、持続可能な循環型社会を構築するには、環境へ配慮した行動を促す社会システムと自主的な取り組みが不可欠である。そのためには、環境にやさしい技術や、そうした技術を駆使した製品作り・サービス提供、そしてこれらの製品・サービス購入等に環境配慮のインセンティブが働くような支援制度等を設けていただきたい。

(3) 国民への積極的な情報開示とPR活動をしていただきたい。

持続可能な循環型社会の構築に向けては、環境にかかる情報が豊富に存在し、十分に活用される必要がある。とくに国や地方公共団体は、国民や民間企業が情報を共有できるよう情報開示にさらに努めていただき、国民各層が興味を持って理解できるよう、PR活動をより強化していただきたい。

(4) 学校教育の場で環境教育に注力していただきたい。

環境問題への取り組みには、中長期的視点が重要である。将来を担う青少年や子供たちにより良い環境を受け継いでもらうためにも、学校教育の場での環境啓発活動は重要であり、環境教育にも注力していただきたい。

以上

## 環境基本計画のあり方に関する意見

No. 1 4

今回の第三回環境基本計画策定に向けた中間とりまとめの公表内容について

今後の環境政策の展開の方向として (p.7.3-1) (p.18.4-4-⑦)

「環境を良くすること=経済が発展・活発化する」のような関係を生み出していくことは必要であると思います。確かに、リスクを背負ってでも環境に良いことをするという気持ちをもつことは大切ですが、現実的には、環境に配慮すればするほど経済的にリスクが高くなることが多いことが課題の一つだと思います。また、どうしても仕方がなく環境にマイナスな創造・建設を行なう場合は、生態系等難しい問題もあるとは思いますが、別の方法で環境にプラスの対策をしなければならないようなシステム作りも必要なかもしれません。例として、安全の問題上河川の護岸を整備する場合は、環境に配慮するとともに新たに植樹をする等です。最低でも、プラスマイナス 0 の関係が必要ではないでしょうか？

環境教育について (p.19.4-4-⑧)

環境教育を推進するためには、地域の人材を活用すべきで、NPO 等の地域に存在する組織との協力やネットワークづくりのための整備も必要です。また、自然環境について現在の状況を知ることや今後の対策は必要ですが、同時に大切なことは、子ども達が自然是素晴らしいものであるということを感じ、その自然を壊したくないと思うことで、そう思うことができれば、自然とどうしなくてはならないのかを考えるはずです。よって、具体的なものとなってしまいますが、自然観察等の機会の必要性も感じます。

最後に、基本計画策定に向けた中間取りまとめ全体的に、必要なことばかりだと思いますが、計画をもとに一般の人々が行動に移せる普及啓発を行なってくべきであると思います。